労 働 者 派 遣 契 約 書 (案)

派遣業務の表示　浜松医科大学医学部附属病院　看護補助者派遣業務 一式

派遣先　国立大学法人浜松医科大学(以下「甲」という。)と派遣元　　(以下「乙」という。)とは、次のとおり労働者派遣契約を締結するものとする。

派　遣　先	国立大学法人浜松医科大学　医学部附属病院
所　在　地	〒431-3192　浜松市中央区半田山1丁目20番1号　　(TEL)053-435-2111(代表)
派遣先組織単位	看護部
派遣先責任者	看護部長　　(TEL)053-435-2626
指揮命令者	各部門　看護師長
派　遣　元	
所　在　地	
派遣元責任者	(TEL)
派　遣　人　数	78　名(日勤48名、夜勤30名)
業　務　内　容	看護補助業務内容　(詳細仕様書のとおり)
派遣労働者の限定	無期雇用の派遣労働者　限定しない 60歳以上の派遣労働者　限定しない
責任の程度	役職なし
派遣労働者の限定	協定対象派遣労働者　限定する
事業場期限抵触日	令和9年10月1日
派　遣　期　間	令和9年4月1日　～　令和12年3月31日
就業日時及び 休　憩　時　間	日勤　8時15分から17時15分　(休憩　1時間) 夜勤　16時00分から22時15分　(休憩　30分) 派遣先と派遣元と協議のうえ決定したシフト表に準ずる
休　日	派遣先と派遣元と協議のうえ決定したシフト表に準ずる
時間外労働	有り　1日3時間、月間45時間、年間360時間以内とする
法定休日出勤	有り　月2日までとする
安　全　衛　生	・甲及び乙は労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。 なお、派遣就業中の安全衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については乙の安全衛生に関する規定を適用する。
福利厚生の利用	・ロッカー貸与、休憩室、食堂、駐車場(有料)、駐輪場、物品販売所 ・労働者が利用する施設・設備について利用することができるよう便宜供与を行う。
苦情処理申出先	派遣先　　病院経営戦略課　病院調達係長　川井　寛子　(TEL)053-435-2132 派遣元　　(TEL) ・派遣労働者から苦情の申し出を受けた場合は、甲及び乙双方は誠意をもって迅速かつ迅速な処理をはかり、その結果を必ず派遣労働者に通知するものとする。
派　遣　料　金 (交通費等を含む)	日勤　　円/時間　(左のうち消費税及び地方消費税相当額　円) 夜勤　　円/時間　(左のうち消費税及び地方消費税相当額　円) 労働基準法に定める法定時間外労働、深夜時間労働、休日の労働時間に関する労働については派遣単価に下記の割増率を乗じた単価にて算出する。なお1週間の起算点は、日曜日とする。 (1)　時間外労働時間は、25%の割増とする。 (2)　休日労働時間は、35%の割増とする。 消費税法に係る法改正がなされた場合は，それに準ずる。
業務完了報告	・派遣労働者は毎業務終了後派遣業務完了通知書「タイムシート」(乙の所定の様式又は甲と協議した様式)に所定の事項を記入し、指揮命令者に提出のうえ、甲の担当職員の検査を受けるものとする。 ・乙は当該月業務完了後、上記「タイムシート」及び業務完了報告書を下記甲の担当に提出するものとする。

料金の請求及び支払	・請求金額は「タイムシート」の実働時間に基づき清算をおこなう。 ・乙は代金の請求書を、当該月業務完了後、翌月10日までに下記、甲の担当に提出するものとする。 ・甲は当該月分の検査完了後、乙より上記期間までに適正な請求書を受理した場合は90日以内に支払うものとし、振込手数料は乙負担とする。
業務完了報告書及び請求書の送付先	浜松医科大学病院経営戦略課病院調達係
中途解除にかかる雇用の安定を図るために必要な措置	・甲は、専ら甲に起因する事由により、派遣個別契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、甲の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって相手方に解除の申入れを行うこととする。 ・派遣個別契約の契約が満了する前に、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない派遣個別契約の解除を行った場合には、甲および乙は、甲内他部署への就業のあっせん等により、当該派遣個別契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 派遣労働者の新たな就業機会の確保ができない時には、乙が派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。 乙は、派遣労働者を休業させる場合には休業手当に相当する額以上の額について、解雇する場合には、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより解雇の予告が遅れた場合は30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、それぞれ損害賠償を請求できるものとする。 その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策方策を講ずることとする。 また、派遣個別契約当事者双方の責に帰すべき事由がある場合には、それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 ・甲は、派遣個別契約の契約期間が満了する前に、派遣個別契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があった時には、当該派遣個別契約の解除を行った理由を明らかにすることとする。
紛争防止措置	甲は、個別契約の期間終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合には、その雇用意思を事前に乙に対して示すものとする。なお、職業紹介の手続きを行う場合の職業紹介手数料について別途協議するものとする。
そ　の　他	この契約について必要な細目、及びこの契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙とが協議のうえ、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、甲と乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、甲と乙は各1通を所持するものとする。

令和　年　月　日

甲：派遣先　静岡県浜松市中央区半田山1丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理 事　　三 沼　仁

乙：派遣元